BI

令和７年２月２１日実施

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問 ／３０問

事業者名　　：

受験者名　　：

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

１．一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、１０年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

２．一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。

３．一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。

４．国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便を阻害している事実があると認められた場合に限り、事業改善を命ずることができる。

５．旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

６．一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任

意により、運送引受書を交付することができる。

７．一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。

８．一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。

９．一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。

１０．旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

１１．旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

１２．一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。

１３．自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては二年とする。　（ただし、検査対象軽自動車は除く）

【三択問題】

以下の各設問の（　　）内に、関係法令を踏まえ、最も適切な語句を［　　］内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

１４．道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、（　　）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

［　A. 自己の目的　B. 自治体等の要請　C. 他人の需要　］

１５．一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大

臣に届け出なければならない。これを（　　）しようとするときも同様とする。

［　A. 変更　B. 値上げ　C. 値下げ　］

１６．一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の（　　）をしてはならない。

［　A. 割引　B. 払戻し　C. 割戻し　］

１７．一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、（　　）を国土交通大臣に届け出なければならない。

［　A. 事業計画変更事前届出書　B. 運行計画変更事前届出書　C. 業務計画変更事前届出書　］

１８．一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため（　　）。

［　A. 利用させてもよい　B. 貸し渡してもよい　C. 利用させてはならない　］

１９．旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあっては、前年７月１日から６月３０日までの期間に係る変更について、毎年（　　）までに届け出なければならない。

［　A. 三月三十一日　B. 五月三十一日　C. 七月三十一日　］

２０．旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の（　　）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

［　A. 乗務員　B. 旅客　C. 車両　］

２１．旅客自動車運送事業者は、（　　）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

［　A. 運転が可能な　B. 集中力が欠落した　C. 酒気を帯びた　］

２２．旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において（　　）保存しなければならない。

［　A. 六ヶ月間　B. 一年間　C. 三年間　］

２３．旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（　　）しておかなければならない。

［　A. 確保　B. 選任　C. 募集　］

２４．旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定

めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める（　　）に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

[　A. 自動車の運転　B. 事業計画　C. 運行管理　]

２５．旅客自動車運送事業の（　　）は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第２４条の点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

[　A. 代表者　B. 運行管理者　C. 従業員　]

２６．旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第４８条各号に掲げる（　　）及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

[　A. 業務の適確な実行　B. 点呼の実施　C. 乗務員の研修　]

２７．自動車運送事業の用に供する自動車は（　　）ごとに定期点検整備をしなければならない。

[　A. 三ヶ月　B. 六ヶ月　C. 一年　]

２８．旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（　　）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

[　A. 十二時間　B. 二十四時間　C. 四十八時間　]

【数字記入問題】

以下の各設問の（　　）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

２９．国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が１年以上の懲戒又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（　　）年を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。

３０．大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（　　）日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

１.（運送法８条）一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。　（　×　）

２.（運送法２１条）一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。（　○　）

３.（運送法２３条の５）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
（　○　）

４.（運送法３１条）国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められるときは、事業改善を命ずることができる。（　×　）

５.（運輸規則３条）旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。（　○　）

６.（運輸規則７条の２）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、運送引受書を交付しなければならない。（　×　）

７.（運輸規則１０条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。
（　◯　）

８.（運輸規則１６条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（　◯　）

９.（運輸規則２８条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。（　◯　）

１０.（運輸規則４７条）旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。（　×　）

１１.（運輸規則４７条の７）旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。（　○　）

１２.（運輸規則５０条）一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。
（　○　）

１３.（車両法第６１条１項）自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては一年とする。　（ただし、検査対象軽自動車は除く）
（　×　）

１４.（運送法２条）道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、(C:他人の需要）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

１５.（運送法９条の２１項）一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。これを（A:変更）しようとするときも同様とする。

１６.（運送法１０条）一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の（C:割戻し）をしてはならない。

１７.（運送法１５条３項）一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、(A:事業計画変更事前届出書）を国土交通大臣に届け出なければならない。

１８.（運送法３３条）一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため（C:利用させてはならない)。

１９.（運送法施行規則６６条）旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあっては、前年７月１日から６月３０日までの期間に係る変更について、毎年（C:七月三十一日）までに届け出なければならない。

２０.（運輸規則２０条）旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の（A:乗務員）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

２１.（運輸規則２１条４項）旅客自動車運送事業者は、（C:酒気を帯びた）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

２２.（運輸規則２６条の２）旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において（C:三年間）保存しなければならない。

２３.（運輸規則３５条）旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（B:選任）しておかなければならない。

２４.（運輸規則３８条１項）旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める（A:自動車の運転）に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

２５.（運輸規則４８条１項６号）旅客自動車運送事業の（B:運行管理者）は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第２４条の点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

２６.（運輸規則４８条の３）旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第４８条各号に掲げる（A:業務の適確な実行）及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

２７.（車両法４８条）自動車運送事業の用に供する自動車は（A:三ヶ月）ごとに定期点検整備をしなければならない。

２８.（事故報告規則４条）旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（B:二十四時間）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

２９.（運送法７条）国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が１年以上の懲戒又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（ ５ ）年を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。

３０.（車両法５２条）大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ １５ ）日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。